

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ：新《公司法》に係る資本金制度及び税務上の注意点

2023年12月29日、第十四届全国人民代表大会常務委員会第七次會議が新《公司法》を審議かつ通過し、2024年7月1日から有効となります。そのうち、資本金制度は、従来の「申し込み制度」（认缴制）から「期限内に払込制度」（限期实缴制）に切り替えました。今回は、新制度の紹介及びその後の影響については紹介します。

1. 新旧《公司法》において資本金制度に関する比較について

以下は、改訂前後の資本金制度に関する規定を比較します。

現在時点	新《公司法》	変更点
第26条 有限責任会社の登記資本金は、会社の登記機関に登録された株主全員の出資額とする。 法律、行政法規及び國務院の決定において、有限責任会社の払込登録資本金及び最低登録資本金について別段の定めがある場合、当該定めが適用される。	第47条 有限責任会社の登録資本金は、会社の登記機関に登録された株主全員が出資した金額である。株主全員が出資した資本金額は、会社定款の規定に従い、会社設立日から5年以内に株主が全額払い込まなければならない。 有限責任会社の払込登録資本金、登録資本金の最低額、株主の出資期間に関する法律、行政法規、國務院の決定は、その規定に従う。	資本金の払込期限は会社設立から5年以内のものとする。
第27条 株主は、金銭による出資、現物出資、知的財産権、土地使用権その他金銭で評価することができ、かつ法律に従って譲渡することができる非金銭財産を出資することができる。 資本拠出として使用される非貨幣性財産は、評価および検証されなければならない。法律および行政規則が評価について定めている場合は、当該規則が適用されるものとする。	第48条 株主は、金銭による出資、現物出資、知的財産権、土地使用権、持分、債券その他金銭で評価することができ、かつ法律に従って譲渡することができる非貨幣性財産を出資することができる。ただし、法律または行政規則により出資として使用することが禁止されている財産を除く。 出資のための非貨幣性財産は、評価および検証されなければならない。ただし、法令または行政規則により出資財産とすることが禁止されている場合はこの限りでない。	出資の方法は、持分、債券を追加
-	第54条 会社とその債務を弁済期に履行しないときは、会社または弁済期が到来した債権の債権者は、出資を引き受けた株主のうち出資の期限に達していない者に対し、出資の前渡しを請求する権利を有する。	債務返済不履行の場合、株主が5年間の期限内に早めに払込義務を負う。
-	第252条 会社の発起人又は株主が虚偽の出資を行い、出資金として金銭又は非金銭の財産を引き渡さず、又は期限内に引き渡さなかった場合、会社登記機関は会社に是正を命じ、5万元以上20万元以下の罰金を科すことができ、情状が深刻な場合、虚偽の出資額又は未出資の資本金の額の5%以上15%以下の罰金を科し、直接責任を負う監督人員及びその他の直接責任を負う人員に対して1万元以上の罰金を科す。責任者は1万元以上10万元以下の罰金を科す。	期限内に払込まない場合の罰則を明確にする。
-	第266条 この法律は、2024年7月1日から施行する。 本法施行前に登記・設立された会社が本法に規定された期間を超えて出資を行った場合、法律、行政法規または國務院の特別な規定がない限り、本法に規定された期間内に徐々に調整を行わなければならない。出資期間または出資額が明らかに異常である場合、会社登記機関は法律に基づいて適時に調整を行わなければならない。國務院は、会社登記機関に対し、法律に基づいて適時に調整を行うよう要求することができる。具体的な実施方法は國務院が規定する。	既存の会社は、期限内に申込資本金を払込する必要がある。

2.期限内に払込政策に関する対策

期限内に払込政策に関する対策については、主に以下のものが考えられます。

No.	経営希望	株主・買主など	可能な対策
1	経営継続希望される場合	株主は出資能力を持っている	5年以内に申込資本金を払込む
2		株主は十分な資金を持たず	利害関係者の正当な利益に影響を及ぼすことをしないよう、適切に減資を行う
3	経営継続希望されない場合	潜在的買主がいる場合	持分譲渡を行う
4		実際の経営活動なし、持分譲渡の可能性が低い場合	清算を行う

お見逃しなく！

持分譲渡や清算を行う場合、専門家の力を借りてスムーズに進むことをお勧めします。